

## 2月定例会提出議案

### I 予算関係

令和4年度2月補正予算（案）	2
----------------	---

### II 条例等関係

#### 1 令和4年度関係

第153号議案 ひょうご経済・雇用戦略の策定	5
第154号議案 公益財団法人ひょうご産業活性化センターに対する出捐	7
第156号議案 中小企業高度化資金貸付金に係る保証債権の放棄	8

#### 2 令和5年度関係

第28号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例	9
第32号議案 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例	10
第33号議案 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例	12
第54号議案 公の施設の指定管理者の指定	16

産業労働部

# I 予算関係

## 令和4年度2月補正予算（精算）について

### 1 補正予算の規模（産業労働部関係）

（単位：千円）

区 分	R4現計 予算額	今 回 補 正 額	財 源 内 訳			
			国 庫 支出金	特定財源	起 債	一般財源
一 般 会 計	678,815,570	△ 165,240,414	△ 3,116,783	△ 161,865,148	△ 200	△ 258,283
内 訳	中小企業制度 資金貸付金①	△ 160,778,571	△ 62,401	△ 160,716,170	0	0
	臨時交付金 活用事業 (①除く)②	△ 1,790,969	△ 1,666,867	△ 130,073	0	5,971
	①②除く事業	△ 2,670,874	△ 1,387,515	△ 1,018,905	△ 200	△ 264,254
勤 労 者 総 合 福 祉 施 設 整 備 事 業 特 別 会 計	251,730	△ 32	4,754	△ 4,785	0	繰越金 △ 1
小 規 模 企 業 者 等 振 興 資 金 特 別 会 計	2,925,366	△ 406,807	0	253,194	△ 330,000	繰越金 △ 330,001
基 金 管 理 特 別 会 計	1,097,923	20,896,012	0	20,896,012	0	0

### 2 補正の概要（補正する主な事業）

#### 【一般会計】

（単位：千円）

項 目	R4現計 予算額	今 回 補 正 額	主な増減理由
中小企業制度資金貸付金 (預託額)	624,441,050	△ 160,716,170	融資実績の減
新型コロナウイルス感染症 対応資金利子補給事業	5,830,960	△ 61,701	融資残高見込額の減
産業立地促進補助	1,551,947	△ 258,284	操業遅れ等補助金申請額の減
起業家支援事業	241,047	△ 44,611	事業採択件数の減
離職者等再就職訓練事業	1,583,485	△ 710,823	職業訓練の実施人数等の減
実習・座学連携養成事業	305,272	△ 210,304	
ひょうごを旅しようキャン ペーン・ワイド	8,100,000	△ 365,108	国庫内示額の減
中小企業設備貸与資金貸付金	1,779,021	△ 568,532	(公財)ひょうご産業活性化セ ンターが行う貸与事業・貸付事 業の減
新事業創出支援貸付事業	659,219	△ 179,525	

**(臨時交付金活用事業)**

(単位：千円)

項 目	R 4 現計 予 算 額	今 回 補 正 額	主な増減理由
中小企業等原油価格・物価 高騰対策一時支援金	15,117,000	△ 1,302,850	交付申請件数の減
緊急対応型雇用創出事業	1,478,000	△ 323,647	雇用期間の縮減

**【小規模企業者等振興資金特別会計】**

(単位：千円)

項 目	R 4 現計 予 算 額	今 回 補 正 額	主な増減理由
小規模企業者等設備貸与支 援事業貸付金	1,460,000	△ 660,000	(公財)ひょうご産業活性化セ ンターが行う貸与事業の減

**【基金管理特別会計】**

(単位：千円)

項 目	R 4 現計 予 算 額	今 回 補 正 額	主な増減理由
科学技術振興基金造成費補 助金	0	3,173,830	県債管理基金への基金集約解 消等に伴う増
新産業創造事業出捐金	0	2,900,000	
国際交流基金造成費補助金	0	4,765,740	

# 緊急に措置すべき対策

## 【新】■ スキー場周辺地域における誘客促進支援の実施：6,400万円

- 1月下旬までの雪不足の影響や電気料金高騰によるコスト高を踏まえ、スキー場周辺地域への誘客促進を支援
  - ・ 補助対象 但馬・播磨地域の対象スキー場が存する観光協会
  - ・ 対象経費 イベント(温泉街での出張イベント等)、誘客プロモーション、人工造雪機・降雪機・リフト等のランニング経費、割引券・クーポンの発行等
  - ・ 補助上限 スキー場運営主体あたり、規模等に応じて400万円 または 500万円(定額)

### (参考：R5当初予算)

#### ■ スキー場周辺地域のスポーツ・文化合宿誘致への支援：1,500万円

- 1月下旬までの雪不足の影響を受けたスキー場周辺地域における宿泊需要をグリーンシーズンに取り戻すため、合宿等における宿泊経費を支援
  - ・ 対象期間 令和5年4月～10月
  - ・ 補助対象 県内外の学生・社会人の団体旅行 ※延べ5人泊以上
  - ・ 対象経費 但馬・播磨地域のスキー場周辺地域の宿泊施設の利用費用
  - ・ 補助額 2,000円(1泊・1人) ※上限：1団体30万円

## Ⅱ 条例等関係

### 1 令和4年度関係

#### 第153号議案 ひょうご経済・雇用戦略の策定

産業・雇用分野における県政運営の基本方向を示す新たな計画を次のとおり定める。

#### 1 戦略の概要

##### (1) 戦略の位置づけ

- ・本戦略は「ひょうごビジョン2050」で示された社会を作っていくために、産業・雇用分野における中長期的な取組方針を定めるものである
- ・本戦略のうち中小企業の振興に関する部分を、中小企業振興条例第9条第1項に規定される中小企業の振興に関する計画とする

##### (2) 戦略の推進体制

- ・県民、企業・事業者、大学・研究機関、地域金融機関、産業雇用団体・支援機関、国・市町の各主体と認識を共有
- ・有識者で構成する「ひょうご経済・雇用戦略推進会議」等の各種会議や意見交換などを通じて戦略を推進

##### (3) 戦略の実行・評価・改善

- ・戦略ごとに重要目標達成指標となるKGI、それを達成するための中間目標となるKPIを設定
- ・当該指標をもとに、定期的なPDCAサイクルにより、戦略の実効性を高めていく

#### 2 基本戦略、戦略全体の基調・3つの方向性

##### (1) 基本戦略（経済・雇用分野の目指す姿）

- ・持続可能な地域経済の確立と雇用の創出・安定

コロナ禍によって浮き彫りとなった社会課題に対応し、人口減少社会においても豊かな生活を維持するため、自立した地域経済の仕組みづくりと雇用の創出と安定に計画的に取り組んでいく

##### (2) 戦略全体の基調・3つの方向性

###### 【戦略全体の基調】

- ・SDGsの推進

SDGsの理念のもと、県民や企業・事業者等とともに、持続可能性と収益性を両立した地域経済の確立と多様な人材が活躍する安定的な雇用に向けた取組を推進

### 【3つの方向性】

- ①兵庫を牽引する新たな産業の創出
  - ・社会課題を見だし、解決に取り組んでいく新たな挑戦の創出  
～チャレンジ先進県HYOGOの実現～
  - ・強みを生かし、持続可能な未来を見据えた次世代・成長産業の育成
- ②中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展
  - ・持続可能性と収益性を両立する自立した経済を実現できる産業構造の確立
- ③地域経済を支える人材の育成・確保
  - ・多様性を受入れ、生き生きと仕事ができる働きたい兵庫の実現

### 3 戦略の全体像



## 第154号議案 公益財団法人ひょうご産業活性化センターに対する出捐

(公財) ひょうご産業活性化センターに対し、次のとおり出捐しようとする。

### 1 出捐の目的

(公財) ひょうご産業活性化センターが実施する新産業創造事業に係る事業運営に要する費用等の確保を図るため、基金造成のための出捐を行う。

### 2 出捐金額

2,900,000,000円

## 2 令和5年度関係

### 第28号議案 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

#### 1 制定の理由

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

- (1) 旅券法及び旅券法施行令の一部改正により、申請者が一般旅券の発行の日から6月以内に当該旅券を受領せず当該旅券がその効力を失った場合において、申請者が当該旅券の失効後5年以内に最初に旅券の発給の申請をした場合に、一般旅券の発給に係る手数料の額に政令で定める標準額を加えた手数料を徴収する規定が新設されること等に伴い、同法に関する手数料について所要の整備を行う。
- (2) 職業能力開発促進法施行規則の一部改正により、技能検定に係る職種名の変更及び新設があったことに伴い、関係規定について所要の整備を行う。

#### 2 制定の概要

- (1) 申請者が一般旅券を受領せず未交付のまま失効した場合において、失効後5年以内に再度旅券の発給申請をする場合の手数を新設する（別表第3関係）。
- (2) 旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止する（別表第3関係）。
- (3) 技能検定試験手数料のうち、放電加工の職種名を非接触除去加工に改め、シーケンス制御の職種を追加する（別表第3関係）。

#### 3 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2(1)及び(2)は、令和5年3月27日とする。



# 第32号議案 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例

## 1 制定の理由

### (1) 成長産業の立地促進

県内全域において地域経済の牽引及び社会課題解決の担い手になり得る成長産業の立地に向け、技術革新の進展に即応した高度な技術を活用し、持続的な成長が見込まれるものとして規則で定めるものを重点立地促進事業に位置づけ、当該事業を実施する場合に法人事業税及び不動産取得税の不均一課税の軽減率を上乗せする。

### (2) 投資促進地域への産業集積

知事が特に産業の活性化及び新たな雇用の創出を図る必要があるとして指定することができる投資促進地域内の立地促進事業について、法人事業税及び不動産取得税の不均一課税の軽減率を上乗せする。

### (3) 本社機能・試験研究施設の立地促進

テレワークの普及やBCP対策の必要性による事業所の地方移転に向けた機運の高まりや、多数の大学を有し産学連携が生まれやすい環境を生かし、本社機能や試験研究施設の立地に係る法人事業税及び不動産取得税の不均一課税の軽減率を上乗せする。

### (4) サプライチェーン対策の支援強化

国際的な武力紛争、大規模な災害、感染症のまん延その他の経済社会情勢の著しい変化に対処するために行う生産拠点の国内回帰等に係る法人事業税及び不動産取得税の不均一課税の軽減率を上乗せする。

## 2 制定の概要

### (1) 投資促進地域

#### ①特定臨海地域

ア 大阪湾臨海地域開発整備法第2条第1項に規定する大阪湾臨海地域

イ 港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾をその区域に含む県内の市町の区域

ウ ア・イに準ずる地域

#### ②多自然地域

豊かな自然環境を有し、その特性を生かした産業立地を促進すべき地域

(2) 法人事業税、不動産取得税の不均一課税の軽減率

区分	法人事業税	不動産取得税
重点立地促進事業	1/2	1/2
本社機能立地事業		
試験研究施設立地事業		
サプライチェーン対策事業		
投資促進地域内での立地促進事業		
上記以外の立地促進事業	1/3	1/3

※1 法人事業税は事業開始年度から5年間実施

※2 不動産取得税軽減額は上限2億円

(3) 拠点地区の指定制度の廃止

拠点地区（国際経済地区、工場立地促進地区、都市再生高度業務地区又は既存未利用地等再生促進地区をいう。）の指定制度を廃止する。

(4) 失効期限の延長

条例は令和10年3月31日（現行：令和6年3月31日）限り失効するものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

改正条例施行日前に立地促進事業等に該当するものである旨の知事の確認を受けた場合は、なお従前の例による。

# 第33号議案 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例

## 第1 制定の理由

高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境を整備することにより、持続可能な観光地域づくりの推進及びユニバーサル社会の実現に寄与するため、この条例を制定しようとする。

## 第2 制定の概要

### 1 定義（第1条関係）

- (1) 高齢者、障害者等 高齢者、障害者、乳幼児を同伴する者その他の移動又は宿泊に困難を伴う者をいうものとする。
- (2) 観光関連事業者 次に掲げる者をいうものとする。
  - ア 旅行業法に規定する旅行業、旅行業者代理業その他の旅行に関する事業を営む者
  - イ 旅館業法に規定する旅館業、住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業その他の宿泊に関する事業を営む者
  - ウ 鉄道事業法に規定する鉄道事業、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業、海上運送法に規定する船舶運航事業その他の旅客の運送に関する事業を営む者
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、観光に関する事業を営む者
- (3) 支援団体等 高齢者、障害者等の円滑な旅行の支援を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体その他の者をいうものとする。
- (4) 受入体制 観光関連事業者が高齢者、障害者等の来訪及び滞在を受け入れるための体制をいうものとする。

### 2 基本理念（第2条関係）

- (1) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、高齢者、障害者等が希望する目的地、交通手段、施設、体験活動等を自由に選択することができるようにすることを旨として、行われなければならないものとする。
- (2) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、高齢者、障害者等が、単独で又は家族その他の者と共に、安全で快適な旅行を楽しむことができるようにすることを旨として、行われなければならないものとする。
- (3) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、県、市町、観光関連事業者及び支援団体等の連携並びに県民の協力の下、行われなければならないものとする。
- (4) 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備は、次に掲げる事項に関する取組を通じて、行われなければならないものとする。
  - ア 高齢者、障害者等に対する接遇の向上等による受入体制の充実

イ 高齢者、障害者等、観光関連事業者その他の関係者が必要な情報、知識又は技能を得られる機会の確保

ウ 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する気運の醸成

### 3 県の責務（第3条関係）

(1) 県は、2に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(2) 県は、(1)の施策の実施に当たっては、市町、観光関連事業者及び支援団体等と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。

### 4 市町の役割（第4条関係）

(1) 市町は、基本理念にのっとり、その地域の特性を生かした高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(2) 市町は、県が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 5 観光関連事業者の役割（第5条関係）

(1) 観光関連事業者は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるとともに、自らの事業活動において、受入体制の充実に努めるものとする。

(2) 観光関連事業者は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 6 支援団体等の役割（第6条関係）

(1) 支援団体等は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるとともに、高齢者、障害者等又は観光関連事業者が必要とする支援の内容に応じ、適切な支援を行うよう努めるものとする。

(2) 支援団体等は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 7 県民の役割（第7条関係）

(1) 県民は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(2) 県民は、県及び市町が実施する高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### 8 計画の策定（第8条関係）

(1) 知事は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を推進するため、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する計画（以下

「計画」という。)を定めるものとする。

(2) 計画に定める事項は、次のとおりとするものとする。

ア 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する取組方針

イ 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策に関する事項

ウ ア及びイに掲げるもののほか、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関して必要な事項

(3) 計画は、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例に規定する総合指針その他の条例の規定による方針であって、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないものとする。

(4) 知事は、計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

#### 9 観光関連事業者及び支援団体等相互の連携（第9条関係）

県は、観光関連事業者及び支援団体等の連絡体制の整備、受入体制の充実に関する観光関連事業者及び支援団体等との協議の場の設置その他の観光関連事業者及び支援団体等相互の連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

#### 10 観光関連事業者に対する支援（第10条関係）

県は、観光関連事業者に対し、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関し専門的知識を有する者の助言を受ける機会の提供その他の受入体制の充実のために必要な支援を行うものとする。

#### 11 観光関連事業者の登録（第11条関係）

(1) 知事は、高齢者、障害者等の心身の状態に応じて必要な配慮を行い、受入体制の充実に取り組む観光関連事業者であって、高齢者、障害者等に対するサービスの内容、情報の発信方法その他の受入体制に関する基準として知事が定めるものに適合するものを、高齢者、障害者等の受入に積極的な観光関連事業者として登録することができるものとする。

(2) (1)の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、知事が定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならないものとする。

(3) 知事は、(1)の基準を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

(4) 登録を受けた者（以下「登録観光関連事業者」という。）は、知事が定めるところにより、登録観光関連事業者である旨の表示をすることができるものとする。

(5) (1)から(4)までに定めるもののほか、登録に関して必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

(6) 県は、登録観光関連事業者に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 12 人材の育成（第12条関係）

県は、観光関連事業者及び支援団体等を対象とする高齢者、障害者等に対する接遇の向上に

よる受入体制の充実を図る研修の実施その他の高齢者、障害者等の円滑な旅行に資するサービスを提供する人材の育成に必要な施策を講ずるものとする。

13 相談員（第13条関係）

(1) 県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備を推進するための相談員（以下「相談員」という。）を養成するものとする。

(2) 県は、相談員を養成するに当たり、高齢者、障害者等の円滑な旅行に関する相談、助言その他の支援を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、並びに向上させるために必要な研修を行うものとする。

(3) 相談員は、高齢者、障害者等、観光関連事業者又は支援団体等からの求めに応じて、高齢者、障害者等の円滑な旅行に関する相談、助言その他の支援を行うものとする。

14 普及啓発（第14条関係）

県は、観光関連事業者、支援団体等及び県民が高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備の重要性について理解を深めることができるよう、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

15 情報提供（第15条関係）

県は、高齢者、障害者等、観光関連事業者、支援団体等及び県民が高齢者、障害者等の円滑な旅行のために有用な情報を容易に入手することができるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

16 財政上の措置（第16条関係）

県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境を整備するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

17 推進体制の整備（第17条関係）

県は、高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

第3 施行期日

令和5年4月1日

## 第54号議案 公の施設の指定管理者の指定

公の施設の指定管理者を次のとおり指定しようとする。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
兵庫県立但馬ドーム	<p>神戸市中央区下山手通6丁目3番28号</p> <p>公益財団法人兵庫県勤労福祉協会・全但バス株式会社グループ</p> <p>(代表者)</p> <p>公益財団法人兵庫県勤労福祉協会</p> <p>理事長 <small>なりおか ひでひこ</small> 成岡 英彦</p> <p>(構成員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全但バス株式会社</li> <li>代表取締役社長 <small>むらかみ のりひと</small> 村上 宣人</li> <li>・神姫バス株式会社</li> <li>代表取締役社長 <small>ながお まこと</small> 長尾 真</li> <li>・日本管財株式会社</li> <li>代表取締役社長 <small>ふくだ しんたろう</small> 福田 慎太郎</li> </ul>	<p>令和5年4月1日から</p> <p>令和10年3月31日まで</p>
	<p>[指定理由]</p> <p>(1) 現行の指定管理者として、2期にわたり、開閉式屋根等特殊な構造を持つ当該施設的良好な運営実績があり、適切な管理運営が実施できる。</p> <p>(2) SNSを用いた情報発信や地域の大学等新たな連携先の開拓、SDGsへの先進的な取組など、地域活性化につながる施設の効果的な活用についての提案がなされている。</p>	